

第1回委員会に係る追加資料

- 1 福岡市における保育の提供の方向性について・・・P 1
- 2 保育士の労働条件等について・・・・・・・・・・・・P 2～P 3
- 3 賃金関係資料について・・・・・・・・・・・・P 4～P 6
- 4 福岡市内における認定こども園の数について・・・P 7
- 5 福岡市の人口予測について・・・・・・・・・・・・P 7
- 6 公定価格について・・・・・・・・・・・・P 8～P 19

1 福岡市における保育の提供の方向性について

教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策(保育を必要とする子どもに限る。)

(単位:人)

	26年度(実績)A	31年度(B)	差引(B-A)
量の見込み(ニーズ量)	32,413	36,323	3,910
確保数(保育所等の受入可能数)	32,534	36,323	<u>3,789</u>

資料:第4次福岡市子ども総合計画

※各年度4月1日現在

福岡市では、平成27年度から31年度までの5年間の子ども施策の方向性等を定める「第4次福岡市子ども総合計画」(市町村子ども・子育て支援事業計画)を策定している。

この計画では、潜在的なニーズを含めて検討を行い、平成26年度から30年度までの5年間で、3,789人分(26年度確保数の約12%)の保育所等の定員を確保することとしている。

なお、このうち平成26年度中において、1,962人分の整備を行っている。

2 保育士の労働条件等について

(※本頁は、私立保育所における一般的な就業規則等をもとに記載)

◆ 非正規の常勤保育士の契約期間

雇用期間は、一般的に、4月1日から翌年3月31日までの1年度とされている（雇用期間の更新あり）。

◆ 週当たりの労働時間

法定内（1週間につき40時間以内。変形労働時間制を採用している場合の1週間の労働時間は、対象期間を平均して40時間以内）の労働に加え、業務の都合により必要がある場合は、時間外労働が行われている。

（※ 各私立保育所の時間外勤務のデータは、把握していない。）

◆ 夜間勤務

保育士は、7時から閉所時間（18時又は以下の延長保育等終了時間）までの間を交代制で勤務しており、18時以降にも勤務することがある。

（※ 各私立保育所の18時以降の勤務実績のデータは、把握していない。）

【延長保育実施状況（平成27年4月1日現在）】

- ・ 1時間延長（～19時） 131箇所
- ・ 2時間延長（～20時） 54箇所
- ・ 3時間延長（～21時） 1箇所
- ・ 4時間延長（～22時） 6箇所

【夜間保育所（通常保育：11時～22時、延長保育：7時～11時、22時～2時）】

- ・ 2箇所

◆ 福岡市の私立保育所における正規保育士の年次有給休暇取得状況等について

保育所数 (H25.4.1現在)	左記のうち実地監査を行った保育所の状況			
	保育所数	正規保育士数 ①	年休取得日数 ②	平均取得日数 ②／①
181箇所	87箇所	1,254人	9,729日	7.8日

※ 資料出所：平成26年度実地監査結果（平成25年度取得実績）。年次有給休暇の付与日数は、未把握

【上記取得状況の内訳】

平均取得日数	保育所数	平均取得日数	保育所数
16日以上	4箇所	6日以上8日未満	17箇所
14日以上16日未満	6箇所	4日以上6日未満	15箇所
12日以上14日未満	7箇所	2日以上4日未満	11箇所
10日以上12日未満	12箇所	2日未満	6箇所
8日以上10日未満	9箇所	合計	87箇所

※ 年休の平均取得が最多の保育所 19.0日（1箇所）
 " 最少の保育所 0日（2箇所）

【参考】産業、企業規模別労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率

企業規模 区分	計（10人以上）			30～99人		
	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率
全産業計	18.5日	9.0日	48.8%	17.4日	7.4日	42.2%
医療・福祉	14.5日	6.6日	45.4%	14.9日	6.8日	45.7%

※1 資料出所：平成26年就労条件総合調査

※2 調査対象者は、期間を定めずに雇われている労働者よりパートタイム労働者（1日の所定労働時間が当該企業の一般的労働者の所定労働時間より短い者又は1日の所定労働時間が当該企業の一般的労働者と同じであっても、1週の所定労働日数が少ない労働者）及び船員を除いたもの。

※3 付与日数には、繰越日数は含まない。

※4 取得率は、（取得日数計／付与日数計）×100（%）

3 賃金関係資料について

◆保育士給与と他業種比較（企業規模10～99人）

項目 職種	所定内給与額 ①	年間賞与その他 特別給与額 ②	年額給与 ③ (①×12月+②)	月額給与 (③/12月)	勤続年数
全職種	262.4千円	456.2千円	3,605.0千円	300.4千円	10.5年
看護師	289.8千円	647.5千円	4,125.1千円	343.8千円	8.0年
福祉施設介護員	208.7千円	453.9千円	2,958.3千円	246.5千円	5.7年
ホームヘルパー	210.7千円	245.4千円	2,773.8千円	231.2千円	4.9年
幼稚園教諭	226.4千円	687.8千円	3,404.6千円	283.7千円	7.9年
保育士	209.2千円	601.5千円	3,111.9千円	259.3千円	8.1年

◆勤続年数5～9年目の給与の状況（全職種）

項目 企業規模	所定内給与額 ①	年間賞与その他 特別給与額 ②	年額給与 ③ (①×12月+②)	月額給与 (③/12月)
計（10人以上）	269.3千円	731.8千円	3,963.4千円	330.3千円
1,000人以上	289.3千円	988.5千円	4,460.1千円	371.7千円
100人～999人	262.0千円	713.1千円	3,857.1千円	321.4千円
10人～99人	257.2千円	479.0千円	3,565.4千円	297.1千円

◆九州各県の保育士給与の比較

項目 職種	所定内給与額 ①	年間賞与その他 特別給与額 ②	年額給与 ③ (①×12月+②)	月額給与 (③/12月)	勤続年数
福岡県	220.8千円	566.5千円	3,216.1千円	268.0千円	7.2年
佐賀県	155.2千円	335.0千円	2,197.4千円	183.1千円	4.3年
長崎県	201.9千円	826.2千円	3,249.0千円	270.8千円	15.2年
熊本県	185.0千円	553.3千円	2,773.3千円	231.1千円	8.2年
大分県	190.3千円	593.3千円	2,876.9千円	239.7千円	7.1年
宮崎県	193.5千円	505.2千円	2,827.2千円	235.6千円	6.1年
鹿児島県	191.6千円	574.5千円	2,873.7千円	239.5千円	8.0年
沖縄県	180.2千円	424.6千円	2,587.0千円	215.6千円	7.2年

◆備考

- 1 資料出所：平成26年賃金構造基本統計調査
- 2 対象者は、一般労働者（短時間労働者（1日の労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般的の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般的の労働者よりも少ない労働者）以外の労働者）
- 3 所定内給与額は、平成26年6月分として支給された現金給与額（基本給、職務手当、精勤手当、通勤手当、家族手当などを含み、超過労働給与額は含まない。）であって、所得税及び社会保険料などを控除する前の額
- 4 年間賞与その他特別給与額は、平成25年1月から12月までの1年間ににおける賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。
- 5 勤続年数は、労働者がその企業に雇入れられてからの勤続年数をいう。

◆初任給額の比較（全職種）

区分	企業規模	計（10人以上）	1,000人以上	100～999人	10～99人
高専・短大卒	全国	174.1千円	178.3千円	176.4千円	169.7千円
	福岡県	170.7千円	175.7千円	164.3千円	173.2千円
大学卒	全国	200.4千円	203.3千円	200.1千円	194.2千円
	福岡県	194.1千円	195.6千円	197.3千円	186.7千円
学歴計	全国	187.1千円	197.5千円	184.8千円	175.6千円
	福岡県	183.0千円	187.6千円	183.0千円	175.7千円

※1 資料出所：平成26年賃金構造基本統計調査

※2 対象者は、一般労働者（短時間労働者（1日の労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般的の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般的の労働者よりも少ない労働者）以外の労働者）

※3 初任給額は、平成26年に採用した新規学卒者の所定内給与額（平成26年6月分として支給された現金給与額（基本給、職務手当、精勤手当、通勤手当、家族手当などを含み、超過労働給与額は含まない。）であって、所得税及び社会保険料などを控除する前の額）から通勤手当を除いたもの。

◆短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額

区分	企業規模	計（10人以上）	1,000人以上	100～999人	10～99人
産業計	全国	1,041円	1,024円	1,064円	1,044円
	福岡県	945円	938円	980円	925円
保育士	全国	980円	989円	980円	979円

※1 資料出所：平成26年賃金構造基本統計調査

※2 対象者は、短時間労働者（1日の労働時間が一般的の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般的の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般的の労働者よりも少ない労働者）

※3 1時間当たりの所定内給与額は、所定内給与額（平成26年6月分として支給された現金給与額（基本給、職務手当、精勤手当、通勤手当、家族手当などを含み、超過労働給与額は含まない。）であって、所得税及び社会保険料などを控除する前の額）を所定内実労働時間で除したもの。

※4 各都道府県における保育士の1時間当たりの所定内給与額は統計なし。

【参考】福岡市の状況

◆福岡市の正規保育士の状況（再掲）

	給与額 ①	期末勤勉手当等 ②	年額給与 ③ (①×12月+②)	月額給与 (③／12月)	勤続年数
保育士（福岡市）	230.9千円	873.6千円	3,644.4千円	303.7千円	6.2年

※1 資料出所：平成26年度保育園職員名簿

※2 対象者は、正規保育士

※3 給与額は、本俸額に長時間保育手当及び勤続手当、初任給調整措置費等を加えた額（通勤手当及び家族手当、超過労働給与額等は含まない。）であって、所得税及び社会保険料などを控除する前の額

※4 期末勤勉手当等は、期末勤勉手当額（本俸額等の3.95月分）に被服手当（7,700円）及び研修費（20,000円）を加えた額をいう。

◆福岡市の正規保育士の初任給

	給与額 ①	保育協会補助金 ②	月額給与 ①+②
短大卒	168.9千円	17.2千円	186.0千円
大学卒	181.9千円	17.0千円	198.9千円

※1 資料出所：平成26年度保育園職員名簿

※2 対象者は、正規保育士

※3 給与額は、本俸額に諸手当を加えた額（通勤手当及び家族手当、超過労働給与額等は含まない。）であって、所得税及び社会保険料などを控除する前の額

※4 保育協会補助金は、長時間保育手当及び初任給調整措置費、勤続手当、被服手当（1/12）、研修費（1/12）を合算した額

◆福岡市の非常勤保育士の時給単価

平成27年2月現在 897円

※1 資料出所：福岡市保育士・保育所支援センター求人票

※2 時給額には、通勤手当等を含まない。

4 福岡市内における認定こども園の数について

平成 27 年8月1日現在における福岡市内の認定こども園の数は、以下のとおり。

- ・ 幼保連携型認定こども園 : 2園
- ・ 幼稚園型認定こども園 : 2園
- ・ 保育所型認定こども園 : 0園
- ・ 地方裁量型認定こども園 : 0園

5 福岡市の人口予測について

福岡市の平成 27 年の推計人口は 152.5 万人(15 歳未満 20.1 万人, 15~64 歳 100.2 万人, 65 歳以上 32.2 万人)であり、現在は増加しているものの、2034 年の 160.6 万人をピークに減少に向かう見込み。このうち 15 歳未満の人口は、2021 年の 20.4 万人をピークに減少に向かうと見込みである。



6 公定価格について（保育認定（2号・3号））

（平成27年3月10日 内閣府開催 子ども・子育て支援新制度説明会 資料1－2「公定価格の骨格について」、「平成27年3月 内閣府告示第49号 「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」より抜粋）

【保育所（保育認定（2号・3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）				調整部分					
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育標準時間認定		保育短時間認定		所長設置加算 ⑧	処遇改善等加算 ⑨				
				基本分単価 ⑥	(注)	基本分単価 ⑥	(注)						
○/100 地域	○人から ○人まで	2号	4歳以上児	○円 (○円)	○円 (○円)	+ ○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 + ○円 × 加算率	+ (注) (○円) (○円 × 加算率)				
			3歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	+ ○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率						
	○人から ○人まで	3号	1、2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	+ ○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 + ○円 × 加算率	+ ○円 ○円 × 加算率				
			乳児	○円	○円	+ ○円 × 加算率	○円 × 加算率						
	○人から ○人まで	2号	4歳以上児	○円 (○円)	○円 (○円)	+ ○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 + ○円 × 加算率	+ (注) (○円) (○円 × 加算率)				
			3歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	+ ○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率						
		1、2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	+ ○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率							
		乳児	○円	○円	+ ○円 × 加算率	○円 × 加算率							
				加算部分1（続き）									
				休日保育加算		処遇改善等加算		夜間保育加算 ⑪ (注)	減価償却費加算 ⑫	賃借料加算 ⑬	分園の場合 ⑭	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑮	定員を恒常に超過する場合 ⑯
				休日保育の年間延べ利用子ど�数 ○人～○人 ○円 ○人～○人 ○円 ⋮	休日保育の年間延べ利用子ど�数 ○人～○人 ○円 × 加算率 ○人～○人 ○円 × 加算率 ⋮	各月初日の利用子ど�数	○円 (○円) + ○円 × 加算率 ⋮ ○円 (○円) + ○円 × 加算率 ⋮						
主任保育士専任加算 ⑰				(基本額 ○円 + ○円 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ど�数		※各月初日の利用子どもの単価に加算							
療育支援加算 ⑱				A (基本額 ○円 + ○円 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ど�数		※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設							
B (基本額 ○円 + ○円 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ど�数													
事務職員雇上費加算 ⑲				(基本額 ○円 + ○円 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ど�数		※各月初日の利用子どもの単価に加算							
冷暖房費加算 ⑳				1級地 ○円	4級地 ○円	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他の地域：1級地から4級地以外の地域							
2級地 ○円				その他地域 ○円									
3級地 ○円													
除雪費加算 ㉑				○円		※3月初日の利用子どもの単価に加算							
降灰除去費加算 ㉒				○円 ÷ 3月初日の利用子ど�数		※3月初日の利用子どもの単価に加算							
入所児童処遇特別加算 ㉓				400時間以上 800時間未満 ○円 ÷ 3月初日の利用子ど�数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分								
				800時間以上 1200時間未満 ○円 ÷ 3月初日の利用子ど�数	※3月初日の利用子どもの単価に加算								
				1200時間以上 ○円 ÷ 3月初日の利用子ど�数									
施設機能強化推進費加算 ㉔				○円 ÷ 3月初日の利用子ど�数		※3月初日の利用子どもの単価に加算							
小学校接続加算 ㉕				○円 ÷ 3月初日の利用子ど�数		※3月初日の利用子どもの単価に加算							
栄養管理加算 ㉖				○円 ÷ 3月初日の利用子ど�数		※3月初日の利用子どもの単価に加算							
第三者評価受審加算 ㉗				○円 ÷ 3月初日の利用子ど�数		※3月初日の利用子どもの単価に加算							

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

(各項目の説明：保育所（保育認定（2号・3号））)

①地域区分 ・・・ 施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 ・・・ 施設の利用定員に応じて17区分設定

20人	21～30人	…(10人単位)…	161～170人	171人～
-----	--------	-----------	----------	-------

③認定区分 ・・・ 認定区分に応じて設定（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）

④年齢区分 ・・・ 子どもの満年齢に応じて4区分（4歳以上児、3歳児、1、2歳児、乳児）

⑤保育必要量区分 ・・・ 保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）

⑥基本分単価^(注) ・・・ ①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 （⇒基本分単価の内訳はP12参照）

⑦処遇改善等加算^(注) ・・・ 職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑧所長設置加算^(*1) ・・・ 専従の所長を配置する場合に必要な人件費等を加算

⑨3歳児配置改善加算^{(注) (*1)} ・・・ 3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算

⑩休日保育加算^(*1) ・・・ 休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模^(※)に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…(70人単位)…	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑪夜間保育加算^{(注) (*1)} ・・・ 夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算

⑫減価償却費加算 施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））＊都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑬賃借料加算 賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））＊都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑭分園の場合 分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整

※ 本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整

* 分園を設置する施設における⑥、⑦及び⑧の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。
(その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定)

⑮常態的に土曜日に閉所する場合 常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑯定員を恒常に超過する場合 連続する過去2年度間に常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑰主任保育士専任加算^(※1) 事業の取組状況^(※2)に応じて主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替保育士に係る人件費及び子育て支援のための活動費を加算

⑱療育支援加算^(※1) 障害児を受け入れている施設について、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者に要する経費を加算

※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算

- ⑯事務職員雇上費加算^(*1) 事業の取組状況^(*2)に応じて事務職員を配置するための経費を加算
- ⑰冷暖房費加算 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(*)に応じて加算
- ※ 地域の区分（5区分）
1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他の地域：1級地から4級地以外の地域
- ⑱除雪費加算 豪雪地帯^(*)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域
- ⑲降灰除去費加算 降灰防除地域^(*)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域
- ⑳入所児童処遇特別加算 高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況^(*2)に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算
- ㉑施設機能強化推進費加算 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
- ㉒小学校接続加算 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算
- ㉓栄養管理加算 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算
- ㉔第三者評価受審加算 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（*1）それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

（*2）延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：保育所（保育認定（2号・3号））)

区分	内 容
人件費 (注) 事務費	<p>(1) 常勤職員給与</p> <p>① 本俸、特別給与改善費、特殊業務手当</p> <p>② 諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等）</p> <p>③ 社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等）</p> <p>(2) 非常勤職員雇上費</p> <p>① 嘴託医、嘴託歯科医手当</p> <p>② 非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員）</p> <p>③ 年休代替要員費</p> <p>④ 研修代替要員費</p>
管理費	<p><職員の数に比例して積算しているもの></p> <p>旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費</p> <p><子どもの数に比例して積算しているもの></p> <p>保健衛生費</p> <p><1施設当たりの費用として積算しているもの></p> <p>補修費、特別管理費、苦情解決対策費</p>
事業費	<p><生活諸費></p> <p>一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） * 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費</p>

（注）職員数の考え方

- ・保育士
(配置基準)

乳児	3 : 1
1、2歳児	6 : 1
3歳児	20 : 1
4歳以上児	30 : 1

* 質の改善事項における配置基準の改善（15 : 1）については、実施している場合の加算として実施

- ・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定
- ・上記の他、休けい保育士を1人加配（定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤）
- ・また、**保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配**
- ・調理員 2人（定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人（うち1人は非常勤））
- ・事務職員 1人（非常勤）

地区区分	定員区分	年齢区分	基本部分			免責必要量区分			免責改修等加算			基本計算部分		
			保有機率均額区分		保有機率均額区分	経営機率均額区分		経営機率均額区分	免責過時期間区分	免責過時期間区分	所長監査加算	三歳以降改修加算	休日保育加算	
			基本分単価		月額賃料	月額賃料		月額賃料	月額賃料	月額賃料	免責改修等追算	免責改修等追算	60×加算率	60×加算率
20人	二号	四歳以上男	91,250	98,060	65,040 (74,850)	64,640	95,000	61,000	61,000	61,000	60×加算率	(6,810)	60×加算率	60×加算率
	三歳	男	93,060 (149,920)	74,650 (125,710)	52,020 (125,710)	52,020	110,000	61,000	61,000	61,000	60×加算率	6,810	60×加算率	60×加算率
	三号	一、二歳男	148,920 (217,050)	126,710 (193,840)	1,350 (2,060)	1,350	1,150 (1,650)	1,150	1,150	1,150	23,750	230×加算率	23,750	230×加算率
21人から 30人まで	乳	男	217,050	193,640	2,060	2,060	1,630	1,630	1,630	1,630	60×加算率	(6,810)	60×加算率	60×加算率
	二号	四歳以上男	68,260	75,090	52,610 (52,520)	51,610	67,000	45,000	45,000	45,000	60×加算率	6,810	60×加算率	60×加算率
	三歳	男	75,090 (125,950)	59,650 (110,450)	59,650 (110,450)	57,000	110,000	51,000	51,000	51,000	60×加算率	6,810	60×加算率	60×加算率
31人から 40人まで	一、二歳男	125,550 (194,080)	110,450 (178,510)	1,150 (1,630)	1,150	1,063 (1,650)	1,063	1,063	1,063	1,063	15,830	150×加算率	15,830	150×加算率
	乳	男	184,080	176,610	1,832	1,832	1,660	1,660	1,660	1,660	60×加算率	(6,810)	60×加算率	60×加算率
	二号	四歳以上男	56,950	63,710	45,750 (52,550)	50,000	55,000	45,400	45,400	45,400	60×加算率	6,810	60×加算率	60×加算率
41人から 50人まで	三歳	男	63,710 (114,570)	52,100 (102,050)	56,000 (102,050)	56,000	101,040	49,000	49,000	49,000	60×加算率	6,810	60×加算率	60×加算率
	一、二歳男	114,570 (162,750)	102,950 (171,080)	1,040 (1,720)	1,040	1,040 (1,720)	920	1,040	920	920	11,870	110×加算率	11,870	110×加算率
	三号	乳	182,750	171,080	1,720	1,720	1,660	1,660	1,660	1,660	60×加算率	(6,810)	60×加算率	60×加算率
41人から 50人まで	二号	四歳以上男	55,040	61,850	45,750 (52,550)	480	50,000	45,400	45,400	45,400	60×加算率	6,810	60×加算率	60×加算率
	三歳	男	61,850 (112,710)	52,650 (103,420)	54,000 (103,420)	54,000	101,020	49,000	49,000	49,000	60×加算率	6,810	60×加算率	60×加算率
	一、二歳男	112,710 (183,840)	103,420 (171,550)	1,020 (1,700)	1,020	1,020 (1,700)	930	1,020	930	930	9,550	90×加算率	9,550	90×加算率
51人から 60人まで	乳	男	180,840	171,550	1,700	1,700	1,610	1,610	1,610	1,610	60×加算率	(6,810)	60×加算率	60×加算率
	二号	四歳以上男	49,160	55,970	41,420 (48,230)	420	45,450	45,450	45,450	45,450	60×加算率	6,810	60×加算率	60×加算率
	三歳	男	55,970 (106,830)	49,230 (93,950)	49,230 (93,950)	49,230	95,000	49,000	49,000	49,000	60×加算率	6,810	60×加算率	60×加算率
51人から 60人まで	一、二歳男	106,830 (174,560)	92,050 (167,220)	960 (1,640)	960	1,020 (1,640)	960	1,020	960	960	7,810	70×加算率	7,810	70×加算率
	乳	男	174,560	167,220	1,640	1,640	1,550	1,550	1,550	1,550	60×加算率	(6,810)	60×加算率	60×加算率
	二号	四歳以上男	45,030	51,840	38,400 (45,210)	380	44,000	44,000	44,000	44,000	310 (370)	310 (370)	310 (370)	310 (370)
61人から 70人まで	三歳	男	51,840 (102,760)	45,210	45,030 (45,210)	440	49,200	49,200	49,200	49,200	370 (430)	370 (430)	370 (430)	370 (430)
	一、二歳男	102,760 (170,850)	96,070 (164,250)	96,070 (164,250)	96,070 (164,250)	96,070	164,250	920 (1,600)	920 (1,600)	920 (1,600)	850 (1,550)	850 (1,550)	850 (1,550)	850 (1,550)
	三号	乳	170,850	164,250	1,600	1,600	1,530	1,530	1,530	1,530	60×加算率	(6,810)	60×加算率	60×加算率
71人から 80人まで	二号	四歳以上男	41,960	48,850	36,190 (43,050)	350	41,000	41,000	41,000	41,000	280 (340)	280 (340)	280 (340)	280 (340)
	三歳	男	48,850 (92,650)	43,050 (83,850)	43,050 (83,850)	410	48,850	48,850	48,850	48,850	350 (410)	350 (410)	350 (410)	350 (410)
	一、二歳男	92,650 (161,790)	93,850 (161,930)	93,850 (161,930)	93,850 (161,930)	93,850	161,790	1,570	1,570	1,570	1,570	5,270	50×加算率	5,270
81人から 90人まで	二号	四歳以上男	39,580	46,380	34,420 (41,230)	320	39,580	39,580	39,580	39,580	270 (330)	270 (330)	270 (330)	270 (330)
	三歳	男	46,380 (97,250)	41,230 (92,850)	41,230 (92,850)	380	46,380	46,380	46,380	46,380	330 (390)	330 (390)	330 (390)	330 (390)
	一、二歳男	97,250 (165,380)	92,850 (160,220)	92,850 (160,220)	92,850 (160,220)	92,850	160,220	1,540	1,540	1,540	1,540	1,480	1,480	1,480

百台の 十始終 から まで	二号	四歳以上男	34,740	(41,650)	32,100	(35,910)	289	(340)	×加算率	230	(250)	×加算率	16,810	60×加算率
	三号	三歳男	41,550	(52,410)	35,810	(67,770)	340	(620)	×加算率	260	(770)	×加算率	6,610	60×加算率
	一、二歳男	82,410	(160,540)	87,770	(155,950)	820	(1,560)	×加算率	770	(1,450)	×加算率	4,750	40×加算率	
	三号	乳	160,540	155,600	1,500	1,500	×加算率	1,450	1,450	×加算率				4,180×加算率
101人 から 110人 まで	二号	四歳以上男	33,450	(40,270)	29,240	(35,650)	210	(310)	×加算率	220	(350)	×加算率	16,810	60×加算率
	三号	三歳男	40,270	(91,130)	35,650	(66,510)	320	(600)	×加算率	280	(750)	×加算率	6,810	60×加算率
	一、二歳男	91,130	(152,260)	86,910	(155,040)	890	(1,490)	×加算率	760	(1,440)	×加算率	4,310	40×加算率	
	三号	乳	152,260	153,260	1,040	1,480	×加算率	1,440	1,440	×加算率				4,510×加算率
111人 から 120人 まで	二号	四歳以上男	32,370	(39,180)	28,560	(35,310)	250	(310)	×加算率	210	(270)	×加算率	16,810	60×加算率
	三号	三歳男	33,160	(89,640)	35,310	(66,170)	310	(700)	×加算率	270	(750)	×加算率	6,810	60×加算率
	一、二歳男	69,640	(158,170)	66,170	(154,330)	790	(1,470)	×加算率	750	(1,370)	×加算率	3,950	30×加算率	
	三号	乳	158,170	154,350	1,470	1,470	×加算率	1,430	1,430	×加算率				5,170×加算率
121人 から 130人 まで	二号	四歳以上男	31,440	(38,250)	27,870	(34,650)	240	(300)	×加算率	210	(270)	×加算率	16,810	60×加算率
	三号	三歳男	38,250	(89,110)	34,650	(65,540)	300	(760)	×加算率	270	(750)	×加算率	6,810	60×加算率
	一、二歳男	69,110	(157,240)	85,540	(153,670)	780	(1,460)	×加算率	750	(1,450)	×加算率	3,650	30×加算率	
	三号	乳	157,240	153,570	1,460	1,460	×加算率	1,430	1,430	×加算率				5,510×加算率
131人 から 140人 まで	二号	四歳以上男	30,670	(37,460)	27,350	(34,160)	240	(300)	×加算率	210	(260)	×加算率	16,810	60×加算率
	三号	三歳男	37,460	(88,340)	34,160	(65,020)	300	(780)	×加算率	270	(750)	×加算率	6,810	60×加算率
	一、二歳男	88,340	(156,470)	85,020	(153,150)	790	(1,460)	×加算率	740	(1,420)	×加算率	3,330	30×加算率	
	三号	乳	156,470	153,150	1,460	1,460	×加算率	1,430	1,430	×加算率				5,510×加算率
141人 から 150人 まで	二号	四歳以上男	28,930	(36,780)	26,880	(33,720)	230	(250)	×加算率	230	(260)	×加算率	16,810	60×加算率
	三号	三歳男	36,780	(87,650)	33,720	(64,530)	290	(770)	×加算率	260	(740)	×加算率	6,810	60×加算率
	一、二歳男	67,650	(155,780)	84,530	(152,630)	770	(1,450)	×加算率	740	(1,420)	×加算率	3,160	30×加算率	
	三号	乳	155,780	152,630	1,450	1,450	×加算率	1,420	1,420	×加算率				5,510×加算率
151人 から 160人 まで	二号	四歳以上男	30,250	(37,060)	27,350	(34,160)	230	(250)	×加算率	230	(260)	×加算率	16,810	60×加算率
	三号	三歳男	37,060	(87,820)	34,160	(65,020)	290	(770)	×加算率	260	(740)	×加算率	6,810	60×加算率
	一、二歳男	87,820	(155,050)	85,020	(153,160)	770	(1,450)	×加算率	740	(1,420)	×加算率	3,160	30×加算率	
	三号	乳	155,050	153,160	1,450	1,450	×加算率	1,420	1,420	×加算率				5,510×加算率
161人 から 170人 まで	二号	四歳以上男	28,660	(36,520)	26,650	(32,760)	230	(260)	×加算率	230	(260)	×加算率	16,810	60×加算率
	三号	三歳男	36,520	(87,380)	33,760	(84,620)	290	(770)	×加算率	260	(740)	×加算率	6,810	60×加算率
	一、二歳男	87,380	(155,490)	84,620	(152,750)	770	(1,450)	×加算率	740	(1,420)	×加算率	3,160	30×加算率	
	三号	乳	155,490	152,750	1,450	1,450	×加算率	1,420	1,420	×加算率				5,510×加算率
171人 以上	二号	四歳以上男	29,170	(35,880)	26,560	(31,430)	220	(260)	×加算率	180	(250)	×加算率	16,810	60×加算率
	三号	三歳男	35,560	(86,840)	33,400	(84,260)	280	(760)	×加算率	250	(730)	×加算率	6,810	60×加算率
	一、二歳男	86,840	(154,970)	84,260	(152,330)	760	(1,440)	×加算率	730	(1,410)	×加算率	2,630	20×加算率	
	三号	乳	154,970	152,330	1,440	1,440	×加算率	1,410	1,410	×加算率				4,510×加算率

地域区分	定員区分	年齢区分	夜間係留加算 月額換算	基本計算部分				加減調整部分				乗務調整分	
				減価償却費割算				賃借料加算					
				標準部		標準部		標準部		標準部			
加算額	標準部	標準部	標準部	標準部	標準部	標準部	標準部	a 地域	b 地域	c 地域	d 地域		
22人	二号 三号	四歳以上 三歳 二歳	26.320 24.710	A 地域 5,900 5,600	6,590 6,200	a 地域 5,900 5,600	b 地域 5,600 5,200	c 地域 5,300 5,000	d 地域 5,000 5,000	60,100	(基本計算+夜間係留費加算+改修費等加算(基本計算+三歳以降改修費等加算に係るものに限る。)) ×7/100		
21人から30人まで	二号 三号	四歳以上 児 三歳 二歳	24.710 18.050	190×加算率 130×加算率	5,600 5,000	5,300 5,000	5,000 5,000	4,700 4,400	4,300 4,000	3,900 3,600	3,600 3,300	87,100	(基本計算+夜間係留費加算+改修費等加算(基本計算+三歳以降改修費等加算に係るものに限る。)) ×7/100
31人から40人まで	二号 三号	四歳以上 児 三歳 二歳	16.370 14.760	50×加算率	3,600 3,200	3,300 3,000	3,000 3,000	2,600 2,300	2,300 2,000	2,000 1,700	1,700 1,400	85,100	(基本計算+夜間係留費加算+改修費等加算(基本計算+三歳以降改修費等加算に係るものに限る。)) ×7/100
41人から50人まで	二号 三号	四歳以上 児 三歳 二歳	14.760 12.780	70×加算率 60×加算率	3,100 3,000	3,400 3,300	3,200 3,000	2,900 2,800	2,600 2,500	2,300 2,200	2,000 1,900	92,100	(基本計算+夜間係留費加算+改修費等加算(基本計算+三歳以降改修費等加算に係るものに限る。)) ×7/100
51人から60人まで	二号 三号	四歳以上 児 三歳 二歳	12.780 11.450	50×加算率	2,600 2,500	2,800 2,700	2,500 2,400	2,200 2,100	2,000 1,900	1,700 1,600	1,400 1,300	89,100	(基本計算+夜間係留費加算+改修費等加算(基本計算+三歳以降改修費等加算に係るものに限る。)) ×7/100
61人から70人まで	二号 三号	四歳以上 児 三歳 二歳	11.450 10.590	50×加算率	2,300 2,200	2,500 2,400	2,200 2,100	1,900 1,800	1,700 1,600	1,400 1,300	1,100 1,000	92,100	(基本計算+夜間係留費加算+改修費等加算(基本計算+三歳以降改修費等加算に係るものに限る。)) ×7/100
71人から80人まで	二号 三号	四歳以上 児 三歳 二歳	10.590 9.750	40×加算率	2,000 1,900	2,200 2,100	1,900 1,800	1,600 1,500	1,400 1,300	1,100 1,000	800 700	90,100	(基本計算+夜間係留費加算+改修費等加算(基本計算+三歳以降改修費等加算に係るものに限る。)) ×7/100
81人から90人まで	二号 三号	四歳以上 児 三歳 二歳	9.750 9.240	40×加算率	1,700 1,600	1,900 1,800	1,600 1,500	1,300 1,200	1,100 1,000	800 700	81,100	(基本計算+夜間係留費加算+改修費等加算(基本計算+三歳以降改修費等加算に係るものに限る。)) ×7/100	
91人まで	二号 三号	四歳以上 児 三歳 二歳	9.240										

特定加算部分			
主任保育士専任加算	基本額 (250,830 + 2,500×加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 ※各月初日の利用子どもの単価に加算	
療育支援加算	A (基本額 49,870 + 490×加算率) + 各月初日の利用子ども数 B (基本額 33,250 + 330×加算率) + 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設	
事務職員雇上費加算	基本額 (46,100 + 460×加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 ※各月初日の利用子どもの単価に加算	
冷暖房費加算	一 級 地 1,650 四 級 地 1,150 二 級 地 1,480 そ の 他 地 域 110 三 級 地 1,460	※左記の区分に応じて、各月の単価に加算	
除雪費加算	5,850	※ 3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除虫費加算	145,470 ÷ 3月初日の利用子ども数	※ 3月初日の利用子どもの単価に加算	
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満 448,000 800時間以上1200時間未満 746,000 1200時間以上 1,045,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※ 3月初日の利用子どもの単価に加算	

施設機能強化推進費加算	$150,000 \text{ (限度額)} \div 3 \text{ 月初日の利用子ども数}$	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	$96,840 \div 3 \text{ 月初日の利用子ども数}$	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	$120,000 \div 3 \text{ 月初日の利用子ども数}$	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	$150,000 \div 3 \text{ 月初日の利用子ども数}$	※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

(備考) 公定価格については、以下の算定式により算出する。

(基本部分 + 基本加算部分 - 加減調整部分) × 「常態的に土曜日に閉所する場合」 + 「分園の場合」